

新人職員の皆さんへ

「地域共生社会」と アカルイミライの実現に向けて ～Welcome to 1to1！

特定非営利活動法人 1 to 1

理事長 武井 剛

080-9893-5010

npo1to1.takei.gou@gmail.com

<https://npo1to1.wixsite.com/website>

はじめに

<福祉>の問題、とりわけ「障がい」を抱えた人たちにかかわる問題は、その社会における人々や暮らしの「ありかた（理念）」とそれを実現するための「やりかた（実践）」を巡る問題です。

なぜなら、ヒトは人生の大半の時期を、他者からの何らかの援助を必要としながら生きる動物であり、障がいのある人をとりまく環境とは、私たちの社会の縮図に他ならないからです。

そのため、<福祉>に従事する私たちは、人間にとって「幸せ」とはどのような状態か？「幸せ」に生きるためにには何が必要か？ということを具体的にイメージしながら、我が身に引き寄せ、「自分ごと」として考えることが不可欠です。

1. 自己紹介・法人紹介

<ざっくりとした自己紹介～私が福祉に「出会う」まで>

・1976年8月 小田原市生まれ。変貌する地方都市、郊外の風景を見て育つ

→80年代後半、バブルに向かう時代の薄っぺらな価値観に違和感を覚える。

90年代に入り状況が一変。昭和から平成へ。ソ連邦は解体し、ベルリンの壁が崩れ東西冷戦終結。そしてグローバル化の波。日本は大不況時代へ。世紀末に向かう社会を後目に、野球と映画、音楽に「居場所」を探す日々。

・2000年4月 戦後最大の就職氷河期を経て社会人に。ゼロ年代の荒野に佇む

→インターネットが拓く21世紀社会に夢を見て、米国人社長のIT企業に就職。

しかし、2001年9月米国同時多発テロ事件勃発、そして戦争。欧米中心に回る世界の不均衡な<枠組み>の中で自由を享受するだけの自分の「生きかた」に耐えきれず、28歳でドロップアウト。「着地点」を探す旅に…。

・2005年7月 辿り着いた無認可の「作業所」で障害のある人たちと「出会う」

→20代最後の夏。まだ今のような制度がなかった頃。不器用で無防備な仲間

たちと汗を流し働く日々。**こんな自分でも役に立てる場所がある。いま・ここに「やるべきこと」があることの幸せ。**自分なりの「恩返し」として、仲間たちの<未来>を守るために、「この道」に身を捧げる決意をしました。



まだ「明日」のこととも「現実」の厳しさも知らず、ある意味無責任で自由だった頃

どこで・どんな人たちと・どんなふうに
生き延びて (survive) いくか…?



特定非営利活動法人 1 to 1 のあゆみ

- 2008年 3月 船橋市にて、法人設立（発起人・初代理事長は「作業所」時代の上司）
武井、「ぐらす」 ((株)ふくしねっと工房) で施設長としての勤務経験を積む。
- 2009年 6月 約半年の準備期間を経て、1to1として国の制度・障害福祉サービス事業へ参入。
船橋・習志野で同時に**就労継続支援B型**事業を開始（あくあ・ぶろっさむ）。
- 2011年 3月 東日本大震災。「今日」があること「明日」がやってくることは当たり前ではないと知る。ありふれた人々の「いのちとくらし」を守り続けることを誓う。
- 2012年 8月 武井、理事長就任を受諾。約3年かけて、2015年12月に「経営理念」確立。
今後の方針として障害のある方々の地域での「くらし」を支援する事業を構想。
- 2017年 11月 船橋市にて、**共同生活援助（グループホーム）**事業を開始（Aries）。
- 2019年 4月 船橋市にて、**生活介護／日中一時支援**事業を開始（ささえ）。
- 2020年 2月 10周年記念行事『1to1博覧会(ワンパク)』開催。法人本部を習志野市へ移転。
直後「コロナ禍」に突入。変容する世界。揺らぐ日本社会。どうする1 to 1？
- 2021年 1月 **事業の絞り込みと立て直し。** 船橋のB型事業りすたあとを（一社）るーむへ譲渡。
※このことにより法人の就労継続支援事業を、習志野の「ぶろっさむ」に集約。

NPO法人 1 to 1

地域における日々の暮らしの中での
1対1の関係を大切にする

経営理念

私たちは、常に『個』の想いに寄り添い、人と人との《1 to 1》のかかわりを大切に育みます

行動指針

一. 【基本姿勢・かかわり】

私たち一人一人が、同じ時代を、同じ地域社会の中で共に生きる仲間として、“いま・ここ”にいる一人一人と向き合い、その人固有の「役割」をつくり、《輝き》に変えます。

一. 【組織風土・職場環境】

私たち一人一人が、「いきること」「はたらく」ことが本体持っている純粋な《喜び》を体現できるよう、常に自分自身を変化させ、“いま・ここ”を、風通しの良い、民主的な、人が共に育ち合う組織・職場に変えてゆきます。

一. 【社会参加・地域創造】

私たち一人一人が、時代や社会の変化を常に敏感に感じながら、“いま・ここ”にいる仲間たちと社会との橋渡し役となり、《多様性》と《生命力》そして《やさしさ》に満ちた「共生社会」の創造と発展に寄与します。

信じて、貫いてきたこと ～People have the Power !



- ・**多様性 = ゆたかさ**

根拠を持って、すべてのいのち（LIFE）を受け入れ・肯定する

- ・**生きる = 活ける**

一人一人の役割を見出し、か（た）ち = 価値にする

- ・**はたらく = 人や地域、社会への貢献**

まちで暮らし地域と共に生きる。より良い生活・社会環境をつくる

⇒ 「個」が「孤」に陥らないよう、未来へと<希望>のバトンを繋ぐ。
志を立て、そのような地域社会の担い手に（自分たちが）なる。

2. <福祉>について

<福祉>とは、LIFEにかかわることのすべて

【日本語】 福(しあわせ)- 社(さいわい) 【英語】 Well(よく)-fare(やっていく)

- ・個人レベル：Being（存在が認められ、生命=LIFEの安心・安全が守られている。）
Well-being（心身とも健康で、社会的にも満たされた状態が継続）
(仕事や人間関係など、日々の生活・人生=LIFEが充実)
- ・社会レベル：社会的包摶（social inclusion）、共生社会（inclusive society）

根底にある価値観（理念）は、「人間（個人）の尊厳」と
「基本的権利（人権）の尊重」

「ウェル・ビーイング」をつくる5要素

- Positive emotion **ポジティブ感情**

嬉しさ・面白さ・楽しさ・感動・感謝・希望など。ポジティブ感情は思考・行動の広がり、創造性の向上に繋がる

- Engagement **積極的なかかわり**

時間を忘れて没頭する。夢中になって集中している（フロー状態）

- Relationship **他者との良好な関係**

人と親密に関わる、人に貢献する、人を援助する／援助を受ける（助け合い）

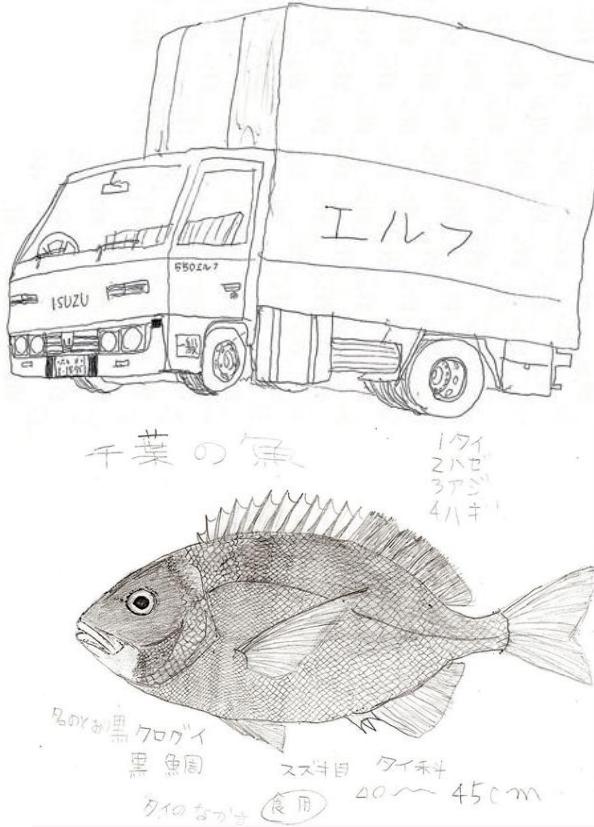
- Meaning **人生の意味や生きる目的の自覚**

自分が生きる意味を感じる、自分よりもっと大きなもののために生きる（地域や社会への貢献など）

- Accomplishment **遂行・達成**

目標を持って、自分を成長させ、達成している。前に向かって進んでいる感覚がある。

私が考える <ふくし> な生き方の例



子どもの頃好きになったものは
「トラック→妖怪（水木しげる）→タコ→お魚」
どんどん絵を描いたのは、母にほめられるのが「嬉しかった」から



紆余曲折を経て再びスポットライト
を浴び、「好き」が一生の仕事に



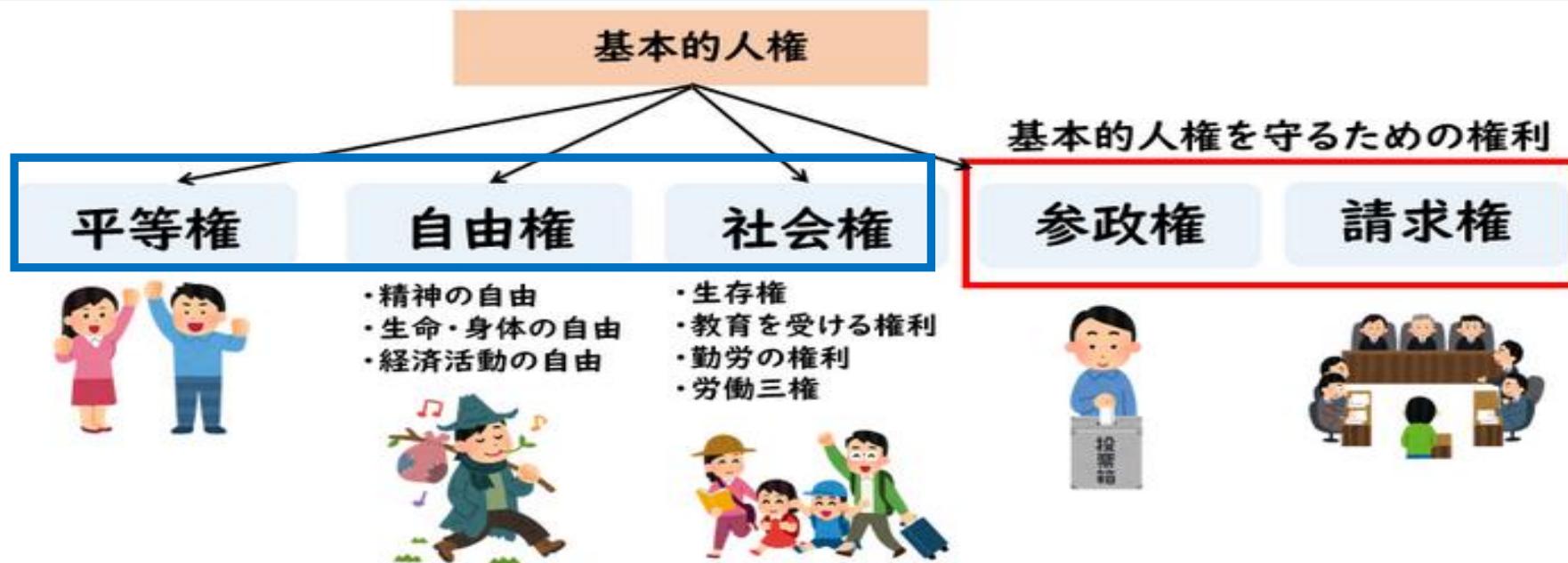
中学では「水槽」があると思い「吹奏楽部」へ
「のめり込んだ時間」は<未来>に花咲く



「好き」が昂じて世の中から脚光を浴びる
(『TVチャンピオン』魚通選手権5連覇)

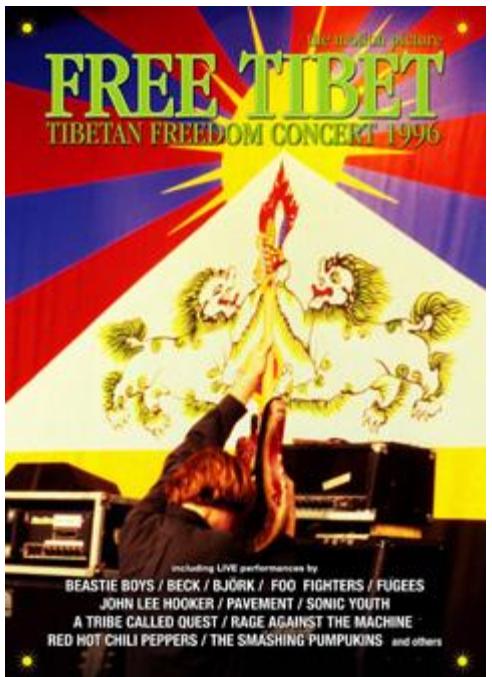
社会を支える土台=「人権」

- ・18～19世紀に確立した国民国家における社会を支える根本原則=約束事
- ・「社会」とは（仲間うちを超えた）多様な人々によって構成される生活空間
- ・異なる文化や価値観の人たちが同じ空間の中で争わずに生きるため（共生）、
「すべての人間は生まれながらにして自由、平等である」とする考えが生まれた





人権 = 抑圧からの解放、自由
平和に生きる権利



「障害者の権利に関する条約」（2006年12月～）

- 国連総会にて採択された、障がい者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な、21世紀最初の国際人権条約
- 世界の持続可能な開発 (Sustainable Development) に関連する戦略の不可分の一部として、障がい者の問題を主流に組み入れることが重要と宣言
→SDGs を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に発展
- 障がいを持つ人の交通手段、教育、雇用、余暇活動へのアクセスを改善する措置の導入に向けた段階的取り組みを行うとともに、条約批准した締約国に対して障がい者を差別する立法措置や慣行、慣習を廃止することを求める。

つまり、締結国に対して「**変わる**」=社会を**変える**ことを要求

「権利条約」のポイント

- 障害とは 「発展する概念」 であり、変わりうるもの

→人と環境（社会）による障壁・周りの人たちの態度との間の
“相互作用” がショウガイをつくり出している ⇒ 「社会モデル」

- 特別な権利の保障ではなく 「他の者との平等」 を要求

→ 締約国は、障害に基づくあらゆる差別を禁止するものとし、平等を
促進し及び差別を撤廃するため、合理的配慮が行われることを確保
するためのすべての適切な措置をとる。

- 障害のある人たちを、保護の対象から 「権利の主体」 へ

→本人の“意思決定”を支援。情報アクセスや表現・意見の自由を保障。



“Nothing about us, without us.”
(私たちのことを私たち抜きに決めないで！)

日本における国内法・制度の整備

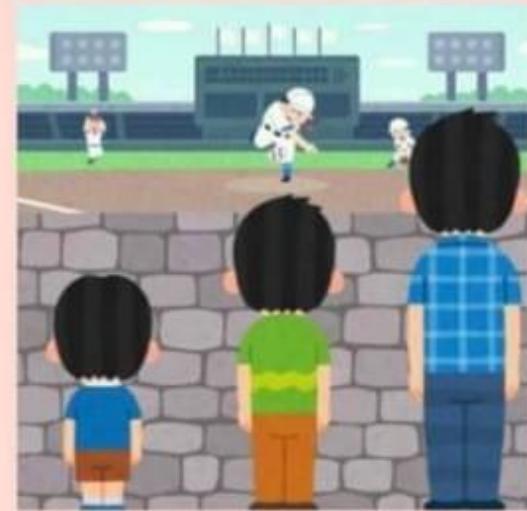
- 2011年 7月 「障害者基本法」改正
- 2012年10月 「障害者虐待防止法（通称）」施行
- 2013年 4月 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」施行（「障害者自立支援法」の改正法）
- 2014年 1月 日本国、権利条約を批准（最終合意）→141番目の締結国
- 2016年 4月 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行
「障害者の雇用の促進等に関する法律」改正
- 2022年 4月 施設等における虐待防止や身体拘束の適正化が<義務化>
- 2024年 4月 (民間企業や団体を含む) すべての事業者に障害者差別禁止と合理的配慮の提供が<義務化>

合理的配慮を考える 発達障害の子どもたちの障壁を視覚化したら

「合理的配慮」とは……

一人一人の特徴や場面に応じて発生する障害・困難を取り除くための、個別の調整や変更のこと。

つまり、一人一人に合った配慮のない不公平な「環境」を変え、「社会的障壁」を取り除くことにより、誰にとっても「公平な社会環境」の実現を目指す。



配慮 が何もない状態…



平等 ではあるけど左の子はまだ見えない…



公正 さが担保されて全員が試合を観られる！



環境 を変えれば、ハンディキャップは生じない！

一番左の背の低いお子さんが、試合を観るために木箱を2つ使うことを「ズルい」「木箱を使えば身長が伸びなくなる」と言う人はきっといないでしょう。

同じように、ディスレクシアの子のタブレット使用に対する「●●さんだけ特別扱いはできない」「タブレットを使用しては書字の苦手さが改善できない」という主張には正当性がないことは明らかです。

周囲の人の「発達障害リテラシー」が子どもたちの学びの妨げにならないよう、社会全体での理解を促進していきましょう。



「障害者虐待防止法」

- 正式名：「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」

- 施行日：2012年10月1日

<ポイント>

- 障害者に対する**虐待行為を禁止**（「5つの類型」を明示→「身体拘束」も原則×）
- 「**本人に近い立場**」の人間を対象とする（①擁護者 ②施設従事者 ③使用者）
- 「**早期発見**」と「**通報**」の義務化（虐待者／被虐待者本人の「自覚」は問わない）
- 国や自治体の責務を明記 → 「**障害者虐待防止センター**」の設置と運営
- 通報者の秘密は守られる（虐待の認定や解決のための措置は、市町村等が行う）

いわば、自動車を運転するドライバーとの「道路交通法」のようなもの。
障害者福祉に携わるならとにかくにもこの法律を「知っている」ことが必要。
※尚、児童虐待防止法（2000.11～）も高齢者虐待防止法（2006.4～）もほぼ同じ内容。

そもそも、「虐待」とは？

(日本語) 虐「しいたげる」・待「あしらう」

(英 語) ab-「離れて」・use「使う」…誤用、乱用、酷使、虐待

つまり、誤った《力》の用いかた、酷いかかわりかたであって、相手の持つ権利を踏みにじる**人権侵害**にあたる行為。

【本来あるべき《力》の用いかた】

← 「理念」を見失わないことが大切！

- ・力を使う目的・・・安心安全の確保やウェル・ビーイングの実現
- ・力を使う方法・・・しつけや強制ではなく、寄り添い・伴走する

「虐待」が起こる原因と防止策

- ・ 幼児虐待、高齢者虐待、障害者虐待、あるいは教育の現場や芸能・スポーツの世界等における性加害やパワーハラスメントなど。どれも原因は様々です。
- ・ 共通している点は、「虐待」とはより力や立場が強い者から弱い者に対して、**<不均衡な力関係>のもとに行われる<理不尽な暴力>**であるということ。
- ・ 当人に自覚があるケースもないケースもあるが、力や立場が強い側の方に、**「お世話してあげている」「面倒を見てやっている」といった誤った考え**に基づいた心理的な負担感や怒りの感情があり、それら負の感情の一時的な「はけ口」として行われている側面が少なからず見られること。

従って、「虐待」を防いでいくためには、加害者（となりうる）側の「考え方」をまずは根本からあらためるための取り組み（リフレーミング）を行うとともに、両者がそのような**<関係性>**に陥るのを防ぐための仕組みづくりが必要です。

望ましい＜支援＞と＜関係性＞のありかた

「支援者」は、
このような
＜関係性＞を
相手と結んだり、
他の人たちが
結べるように
支援を行う。

「支援者」は
相手を「知る」
ために、その人
の興味あること
／特異なこと／
苦手なことなど
を予め把握する。



この2人の＜関係性＞に着目！

- ・レースに参加し、一歩一歩足を前に動かすのは、ランナー本人の「意思」。(たとえ見えなくても、誰にでも「意思」はあります。)
- ・伴走者はご本人の意思を尊重し、「環境を整え(⇒安全)」、「気を配り(⇒安心)」、時に「勇気づけ」、時に「助言を与え」、相手が本来持っている力を引き出している。
(エンパワメント)。
- ・そして、お互いの「信頼関係」に基づく共同作業を”楽しんで”いる。

相互理解・承認 → 信頼、パートナーシップ

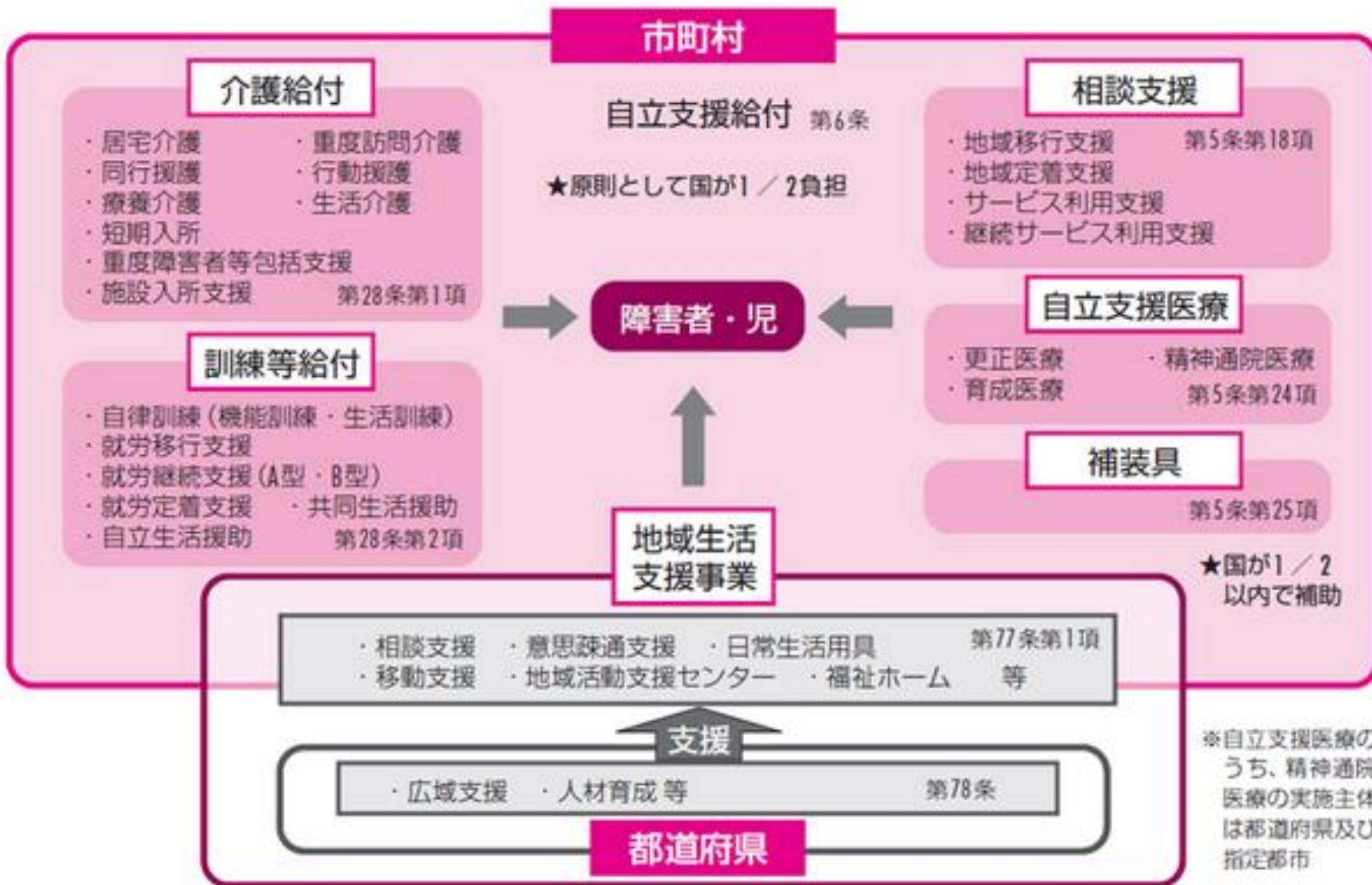
3. 障害福祉サービスについて

障害者総合支援法（通称）の特徴

※①～⑦は元となった「障害者自立支援法」（2006年10月全面施行）の流れを汲んだもの。

- ① 支援費制度を踏襲した「契約制度」（ \Leftrightarrow 措置制度…行政がサービスの種類・提供機関を決定する）
- ② 全国共通の福祉サービス、支給主体は市町村に「一元化」
- ③ サービスの利用手続きや基準の明確化
→ 三障害+難病等を障害の範囲に追加。支援の必要度合いを示す「障害支援区分」を導入。
- ④ 障がいのある方の「就労支援」の強化
- ⑤ 地域社会資源活用に関する「規制緩和」、多様な運営主体への「参入促進」。
- ⑥ 国の財政責任（財源）と利用者の「自己負担」の明確化
→自立支援給付を【義務的経費】に位置づけ。利用者の支払い能力に応じて自己負担を徴収。
- ⑦ 都道府県と市区町村の役割分担を明確化
→市町村の必須事業…相談支援、移動支援、意思疎通支援（手話通訳など）、成年後見制度利用支援等
- ⑧ 「**基本的人権を享有する個人としての尊厳**」を目的に
→基本理念として地域社会における共生、社会参加の機会の確保、社会的障壁の除去等を明記
- ⑨ 「**意思決定の支援に配慮**」に努めることを国及び地方公共団体、事業者に要求
→相談業務、成年後見制度その他権利利益の保護等のための施策・制度の遂行と利用促進。

障害者総合支援法における給付・事業



施設 = ハコもの
中心ではなく、
受け手（利用者）
がニーズに応じて
サービスや事業者
を選択したり、
複数組み合わせて
利用できるように、
細分化された設計
になっている。

そのため、市町村
ごとにどのような
事業者がどんな
サービスを提供
しているかという
情報の整理や説明
を含めた選択肢の
提供が大切になる。

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

訪問系
介護給付
日中活動系
施設系

サービス内容			
居宅介護	者	児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
重度訪問介護	者		重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であつて常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う（日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援を含む。）
同行援護	者	児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う
行動援護	者	児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う
重度障害者等包括支援	者	児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う
短期入所	者	児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う
療養介護	者		医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行う
生活介護	者		常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する
施設入所支援	者		施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う

障害福祉サービス等の体系（介護給付・訓練等給付）

居住支援系

サービス内容	
自立生活援助	者
共同生活援助	者
自立訓練（機能訓練）	者
自立訓練（生活訓練）	者
就労移行支援	者
就労継続支援（A型）	者
就労継続支援（B型）	者
就労定着支援	者

訓練系・就労系

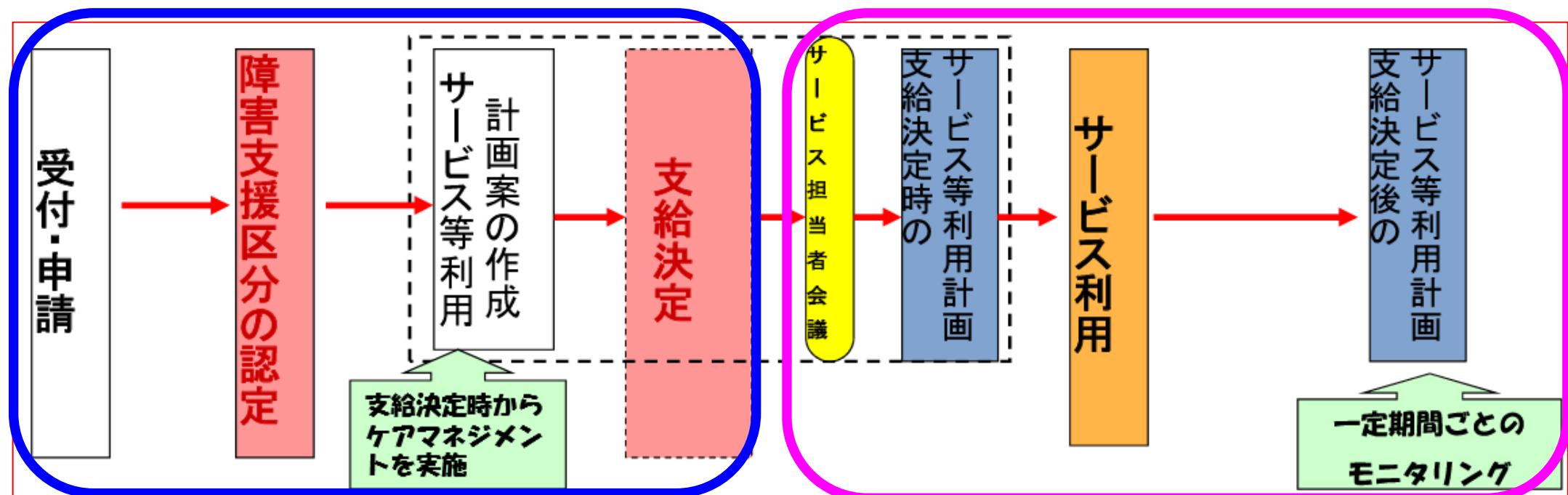
障がいのある人の働きかたと支援機関

分類	企業等における就労 (一般就労)		障害福祉サービス事業所で就労 (福祉的就労)			自宅やリモートオフィスで就労 (在宅就労)		
主な雇用形態 働き方	通常の雇用	障害者雇用	通常の雇用	障害者雇用	非雇用	雇用(在宅勤務)	非雇用(在宅就業)	
	社員(職員)	社員(職員)	職員	職員	利用者 (A型以外)	社員(職員)	個人事業主/請負契約	
	正規/非正規	正規/非正規	正規/非正規	A型利用者		正規/非正規	施設利用者	
主な支援機関	ハローワーク		就労系障害福祉サービス事業所 ・就労移行支援事業所 ・就労継続支援A型事業所 ・就労継続支援B型事業所など			NPO、社福などの支援団体 地域障害者職業センター		
	地域障害者職業センター		障害者就業・生活支援センター			障害者就業・生活支援センター		
	障害者就業・生活支援センター		就労系障害福祉サービス事業所			就労系障害福祉サービス事業所		
	就労系障害福祉サービス事業所		障害者職業訓練校／特別支援学校等			地域活動支援センター／福祉作業所 ※「在宅就業支援団体」登録制度あり		
	障害者職業訓練校／特別支援学校等		地域活動支援センター／福祉作業所 ※「在宅就業支援団体」登録制度あり					

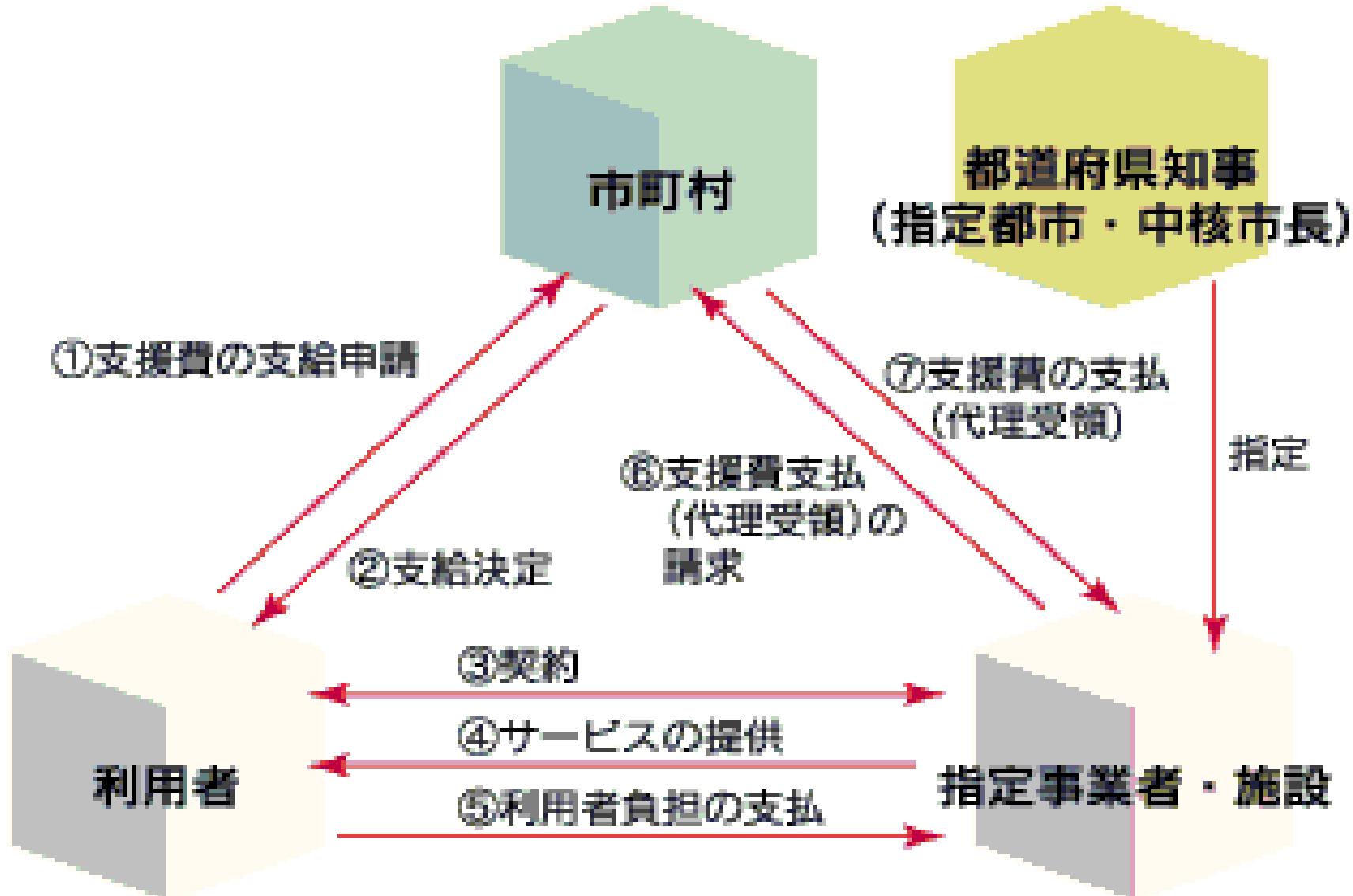
その他にもNPOやボランティア団体スタッフ、社会的企業や中間的就労支援団体のコミューター(有償／無償)といった立場での労働や、賃金が発生しない働きかたや活動（家事手伝いや地域の見回り、美化活動、趣味や創作活動など）、デイサービス等の福祉サービスの利用など、生活のかたちは一人一人様々です。

障害福祉サービスを受けるまでの流れ（支給決定プロセス）

- サービスの申請先・援護の実施者(支給決定者)は「居住地」または「現在地」の市町村。
- サービ斯申請後、市町村職員による聞き取り、アセスメント（全国共通調査項目）による一次判定や主治医の意見書や審査会による二次判定が行われ、支給決定がなされる。
- 支給決定にあたっては、特定相談支援事業者が作成するサービス等利用計画案（ケアプラン）または申請者本人等が作成する計画案（セルフプラン）の提出が必要。



基本的な利用の仕組み



4. アカルイミライのために

理不尽な力が、「ふくし」を破壊する



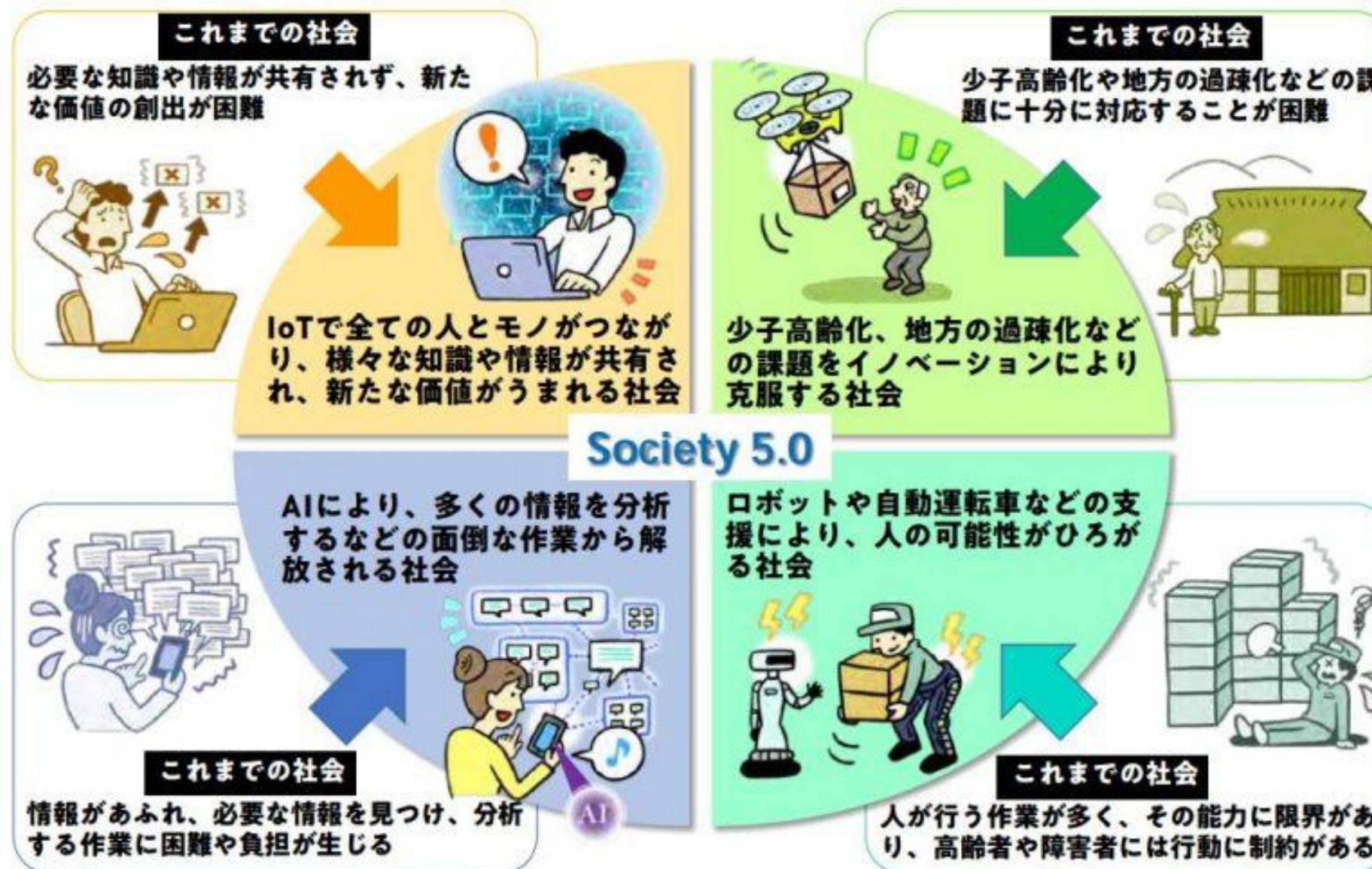
怒りや憎しみ、暴力の連鎖を乗り越えるには？

- ・ 「違い」を認め、許し合う（いのちの尊重、多様性の肯定）
- ・ 思想信条や利害関係が必ずしも一致しない「他者」を社会・共同体の一員として受け入れ（包摶）、共に生きる（共生）
- ・ 「当事者性（自分ごと）意識」をもって「課題」と向き合い、相手や自分の持っている力を引き出す（エンパワメント）



＜福祉＞を仕事にしていると、これらの重要性が身に沁みます

ミライはアカルイ？



Society 1.0

狩猟社会



Society 2.0

農耕社会



Society 3.0

工業社会



Society 4.0

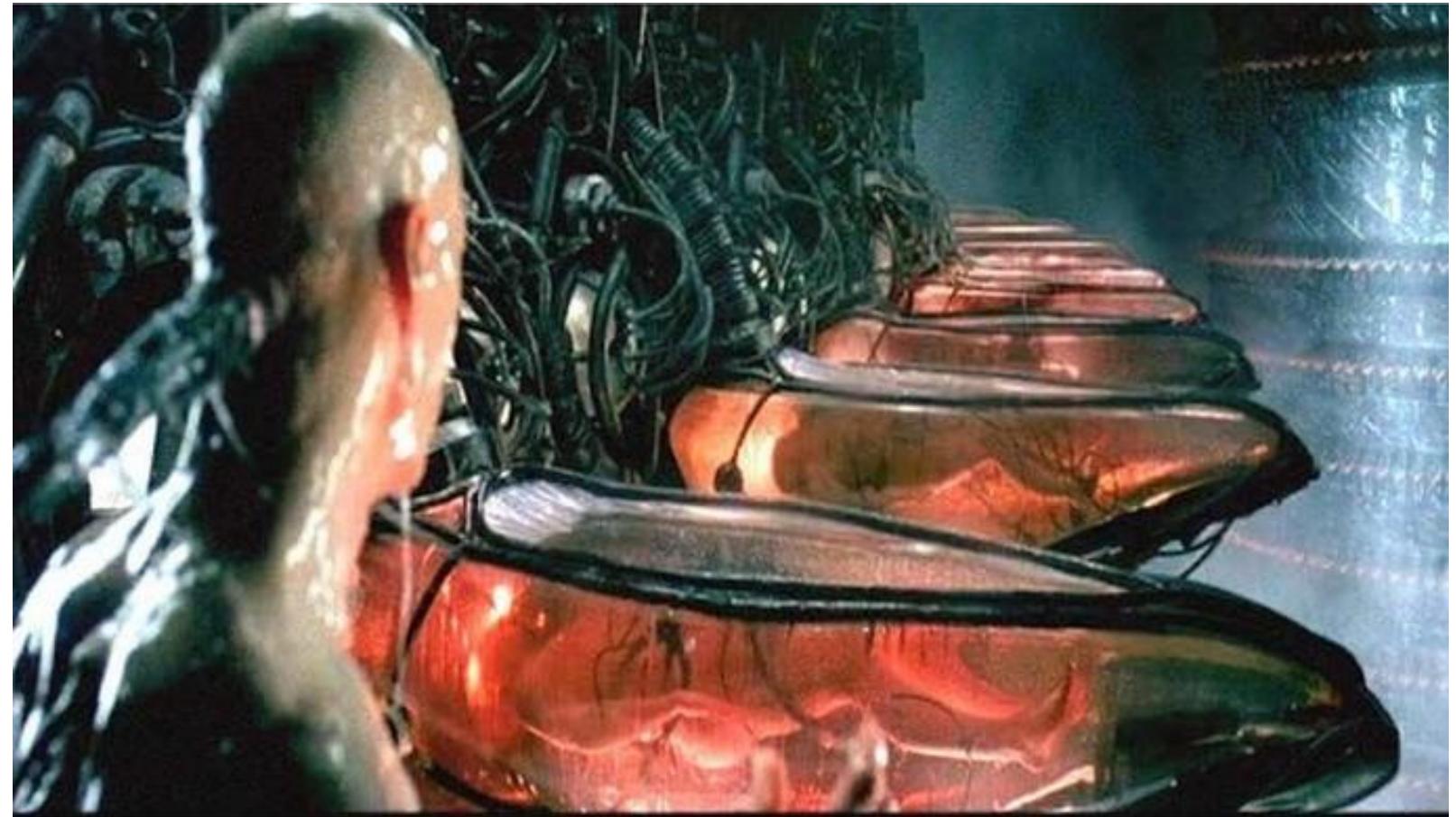
情報社会



Society 5.0

新たな社会

それともディストピア？

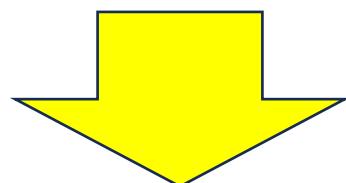


沈みゆくニッポン（けれど、まだチャンスはある！）

生産拠点の海外移転と国内産業の衰退、デジタル革命への乗り遅れ

訪れた少子高齢社会、生産者・後継者不足、増え続ける社会保障費

「支えられる側」が増え、「支える側」が減ってゆく時代へ・・・

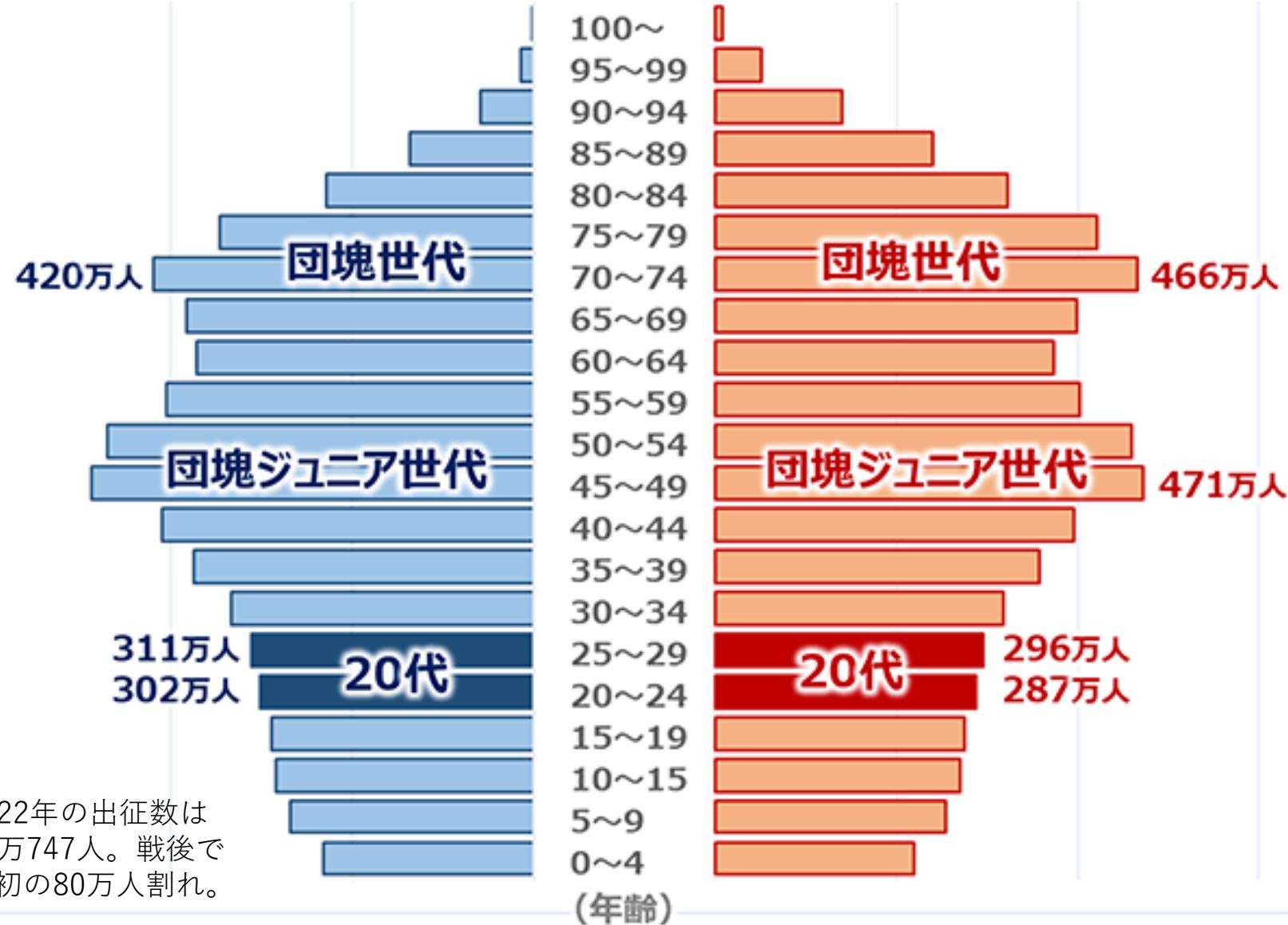


「支える側」「支えられる側」の見えない壁（先入観・非寛容）を崩し続ける。

「共に生きる」ということ。反動勢力や＜分断＞を招く言説に惑わされない。

そのために必要な「作法」は、ショウガイのある仲間たちが全身で教えてくれている。

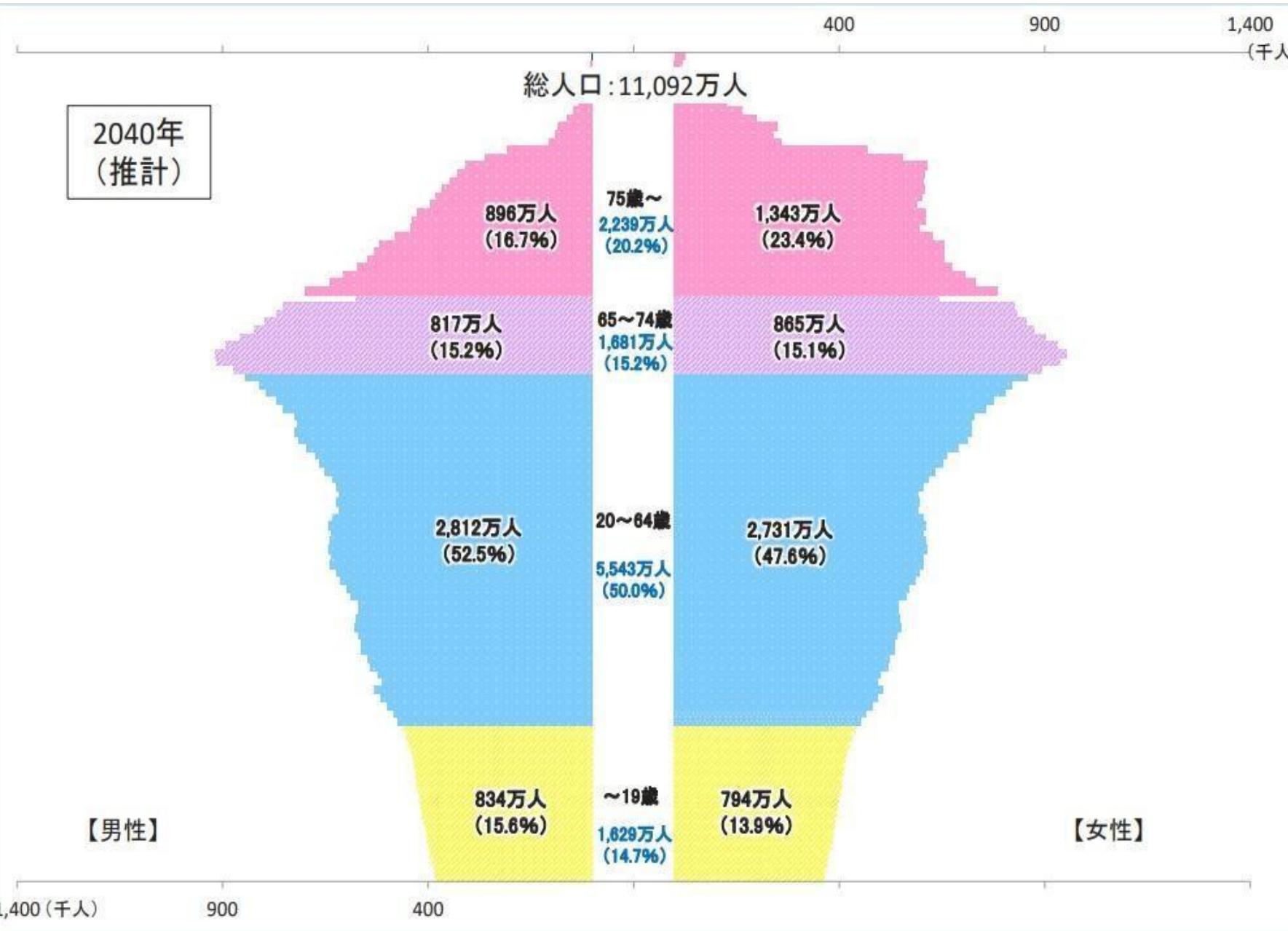
2022年 日本の人口ピラミッド*



・団塊世代：
1947年～49年生まれ。
アジア・太平洋戦争が
終わり、1946年11月に
日本国憲法が公布されて
戦後体制が始まった後の
第一次ベビーブーム世代。
現在800万以上いるこの
世代の全員が75歳以上
の後期高齢者となるのが
「2025年問題」。

・団塊ジュニア世代：
1971年～74年生まれ。
毎年200万人以上が生ま
れて第二次ベビーブーム
と呼ばれた。10代では
受験競争とバブル景気を
経験。20代以降は一転、
「失われた三十年」と
共に歩み（リーマン
ショックや震災も経験）、
少子化の主因となつた。

2040年の人口ピラミッド（推計）



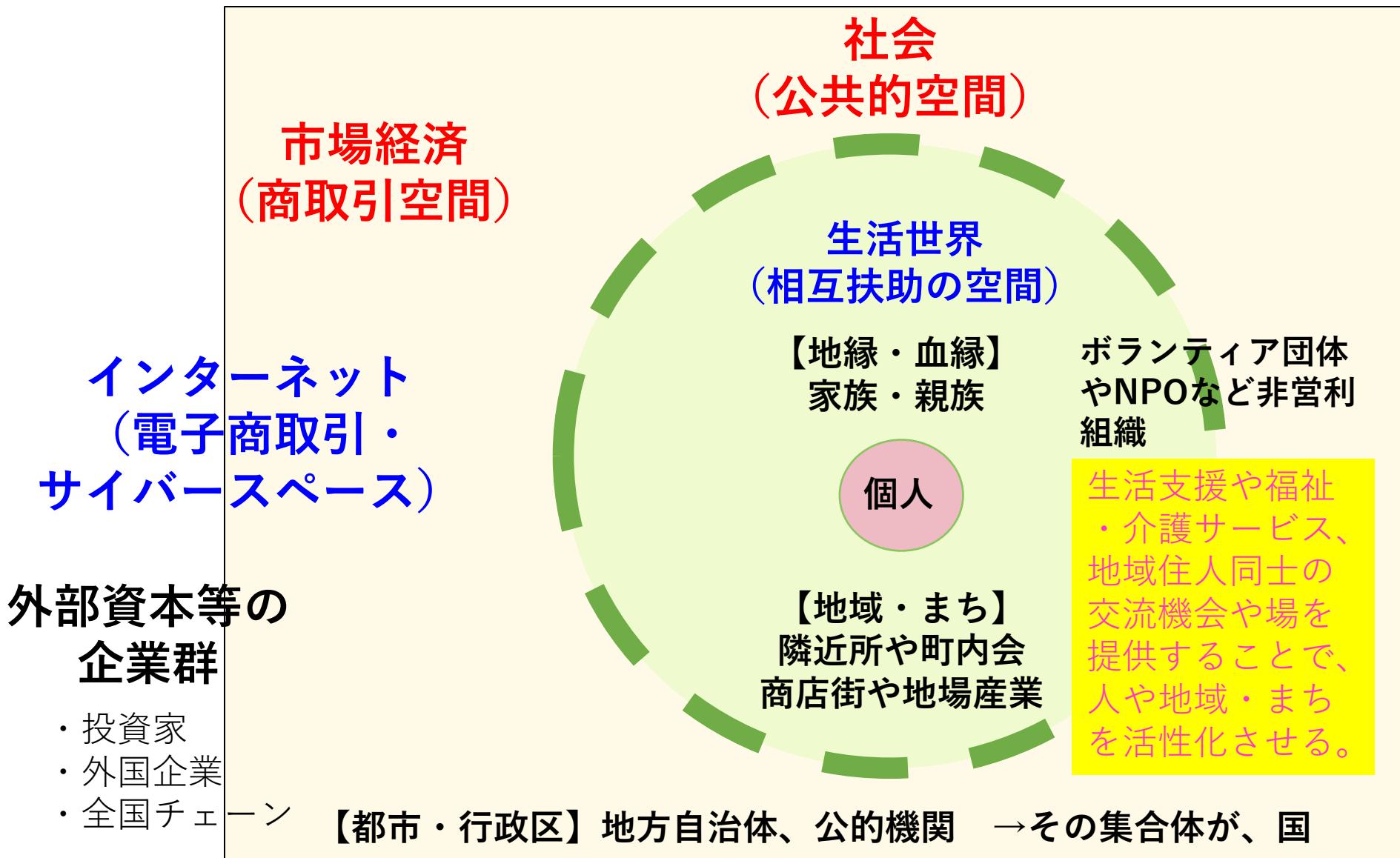
- ◆2040年になると、**団塊ジュニア世代**が全員65歳以上の年金受給者となる。(現在の年金制度や支給開始の時期が継続した場合。)
- ◆その際の65歳以上の日本人の数は3920万人となり、総人口11092万人の35%以上を占めるようになる。
- ◆つまり、約15年後には日本人の**3人に1人が高齢者**となり、何らかのかたちで現役世代の国民によるサポートを受けて暮らすことになる。

<未来>のために、
今、私たちに**できること**は何だろう？

「明日」のために <福祉> ができること

- ・人が社会の中で支え合い共に生きるための「根っこ」となる価値観を育てる
～「喜び」「助け合い」「感謝」「恩送り」（情けは人のためならず） etc.
 - ・経験・学習=「インプット」と実践・表現=「アウトプット」の積み重ね。
さらにそれらへのフィードバックを通じて、生きる土台となる力を身に着ける。
～アクティブラーニング、主体性の獲得、自己決定（選択）の経験 etc.
 - ・日々の暮らしの中で「いきること」「はたらくこと」の《喜び》を実感する
～少しずつ前に進んでいる感覚、他者や社会へのお役立ち（自己有用感） etc.
- これらを通じて、人が平和に・幸せに生きる権利=人権を追究する

<福祉>を通じて、人（個人）と社会を繋げる、 そして地域や社会の<未来>を描く！



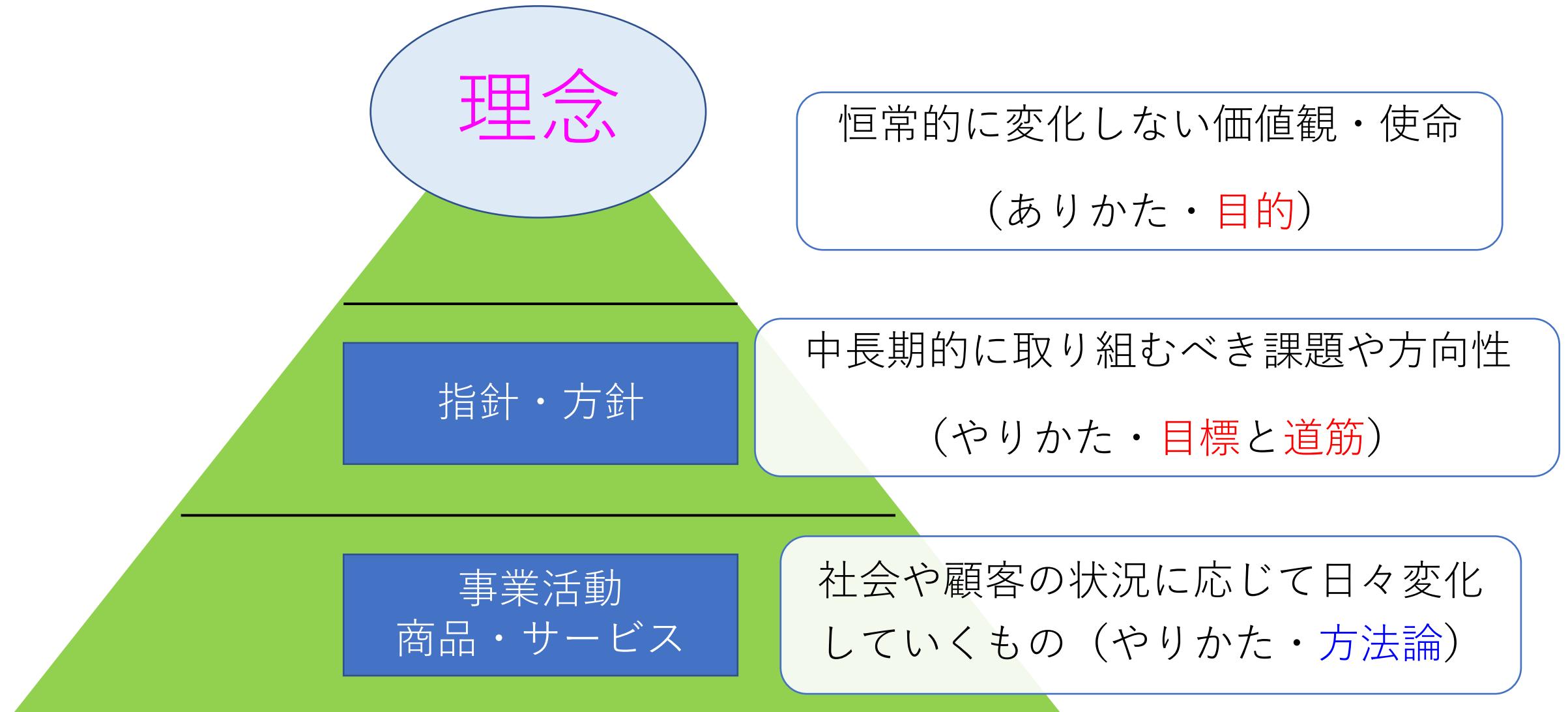
「個人」の生活は、地縁・血縁等により支えられ、それぞれの家は、地域の伝統や文化と繋がることで成り立っている。

「社会」とは、それらを含んだうえで、さらにその外側へと広がる公共的空間。

「個人」が「社会」と繋がるために、働いたり経済活動を行うことによって、生活空間の外に出ていく必要がある。

その<橋渡し訳>を担うのも<福祉>の大重要な役割。

理念（ありかた）がサービス（やりかた）を生む



気持ち・気持ち=こころの状態・ありかた

<福祉>の仕事に携わっていると、理不尽で不公平な「現実」を嫌でも目にしたり、自分自身が「当事者」の立場に立たされて、悩んだり苦しんだりすることもあります。グローバル化した資本主義社会は、常に「勝者」と「敗者」を生み出す生存競争のダイナミズムによって稼働される終わりのないゲームであり、<福祉>は「現実」から私たちを守ってはくれても、「現実」そのものが私たちの前から完全に消えてなくなる訳ではないからです。今、この瞬間も、この社会あるいは世界のどこかで、誰かが、血や涙を流しています。

そんな「現実」に向き合えば合うほど、時に心が折れそうになることがあるかもしれません（私はそれが「マトモ」であるということだと思いますが…）。

だからこそ、どうか<福祉>を志した今のあなたの気持ち「ありかた」を大切にして、手放さないでください。それが他ならぬあなた自身の「理念」であり、いつの日か、アカルイミライへの道を照らすトーチライトとなるはずですから。

Look on the bright side !

